

～数字で見る剣淵町のお財布事情～

剣淵町の財政健全度

健全化判断比率とは、自治体の財政破たんを未然に防ぐため、財政状態が健全であるかどうかを判断するための指標です。

平成19年6月に法律が制定され、全ての地方公共団体には公表が義務付けられました。

▼公表する比率【図1】

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率
- ⑤資金不足比率

▼健全化に関する指標

【図2・3】

5つの比率のうち、いずれかが早期健全化基準を超えた場合は財政健全化計画を、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は経営健全化計画

を定めて健全化に努めなければなりません。

▼剣淵町の財政状態は

剣淵町では9月上旬に監査委員の審査を受け、その際の意見を付けて、9月17日開催の町議会定例会に報告しました。

平成26年度決算に基づき算定された剣淵町の健全化判断比率および公営企業の資金不足比率は、すべてにおいて基準をクリアしています。

①実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤事（または資金不足）の標準財政規模に対する比率で、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すものです。

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤事（または資金不足）の標準財政規模に対する比率で、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すものです。

③実質公債費比率

一般会計などが負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、借入金の返済額およびこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰

▼用語解説

①実績赤字比率

一般会計の赤字額が標準財政規模に対してどの程度になるかを示す比率で、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

※標準財政規模とは、自治体が標準的な状態の時、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模のこと。

④将来負担比率

一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、地方債などの借入金に係る返済金とそれに準ずる返済金のこと。

⑤資金不足比率

現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

公営企業の資金不足額の事業に対する比率で、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。



【図1】比率の算定となる剣淵町の会計区分

比率の算定区分 会計区分	一般会計	公営事業 特別会計 (※1)	公営企業 特別会計 (※2)	第三セクター (株)レークサ イド桜岡
①実質赤字比率	○			
②連結実質赤字比率	○	○	○	
③実質公債費比率	○	○	○	
④将来負担比率	○	○	○	○
⑤資金不足比率			○	

※1 国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所特別会計、
後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計

※2 簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計

【図2】早期健全化・再生に関する指標

(単位%)

区分	平成26年度 決算数値	平成25年度 決算数値	早期健全化 基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	—	—	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	—	—	20.0	40.0
③実質公債費比率	6.8	7.5	25.0	35.0
④将来負担比率	—	—	350.0	

※実質赤字額および連結実質赤字額がないため、ならびに将来負担比率が算定されていないため、「—」を掲載しています。

【図3】公営企業の経営健全化に関する指標

(単位%)

区分	平成26年度 決算数値	平成25年度 決算数値	経営健全化 基準
⑤資金不足比率			
簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
下水道事業特別会計	—	—	20.0



※資金不足がないため、「—」を掲載しています。

▼ 受付した義援金額
(10月現在)

▼ 日本赤十字社北海道支部

剣淵町役場住民課(日赤剣淵町
分区)へ直接義援金をお持ちく
ださい。なお、免税領収書を発行いたしま
す。お申し出ください。受領書が必要な
方は窓口でお申し出ください。

剣淵町では平成23年3月14日
から平成27年3月31日まで行つ
ていた義援金の受け付けを、平成
28年3月31日まで延長すること
になりました。皆様からたくさん
の義援金が寄せられております。
心から感謝申し上げます。

東日本大震災義援金を受け付けて
います